

(様式1-①)

令和6年7月1日時点

## サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト

登録事業者名 医療法人社団 容生会

住 宅 名 ようせいメディカルコート

登録番号

11076

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態	チェック欄
				医療・介護連携	はい
(2) 立地・建物の構造	<p>①住宅と連携先事業所との日常のコミュニケーションや情報共有が図りやすい立地や建物の構造になっているか</p> <p>②居室が生活支援サービスのみならず、医療・介護サービスが提供しやすいつくりとなっているか</p>	<p>ア 医療系 訪問看護ステーション</p> <p>介護系 訪問介護</p> <p>通所介護</p> <p>居宅介護支援事業所</p>		●	✓
				●	✓
				●	✓
				●	✓
		イ 住宅と併設事業所の事務所が共用		●	✓
		ウ 住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある		●	✓
		エ 居室が医療・介護業務に適したつくりになっている		●	✓
(3) 人員の配置	<p>①入居者が必要とするサービスに関する専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか</p> <p>②連携を調整する職員が定められているか</p>	<p>ア 医療系 住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするサービスの提供に適した専門的人材が確保されている</p> <p>介護系 医師を配置している</p> <p>看護師を配置している</p> <p>歯科医師を配置している</p> <p>歯科衛生士を配置している</p> <p>薬剤師を配置している</p>	★	●	✓
				●	✓
				●	✓
				●	✓
				●	✓
				●	✓
		<p>イ 介護系 介護支援専門員の資格を持つ職員を配置している</p>	●	●	✓
				●	✓
		<p>ウ 介護系 連携先事業所との連携調整担当者を配置している（兼務を含む）</p> <p>介護福祉士の資格を持っている</p> <p>連携先事業所においても、連携調整担当者を確保している（兼務を含む）</p> <p>介護支援専門員の資格を持っている</p> <p>介護福祉士の資格を持っている</p>	★	●	✓
				●	✓
				●	✓
				●	✓

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態	チェック欄
				医療・介護連携	はい
(4) 連携の手段(情報共有)	ア・イ	住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている	★	●	✓
		住宅と連携先事業所との間の情報共有の手段や手順を書面でまとめており、住宅と連携先事業所において共有している		●	✓
		紙媒体により情報共有を行っている		●	✓
		生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連携先事業所との間で共有する情報の範囲を定めている		●	✓
		住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りができる		●	✓
		住宅・連携先事業所それぞれの職員から見て、必要な情報を参照しやすい		●	✓
		ファックスを活用した情報共有を行っている		●	✓
		電子メールを活用した情報共有を行っている		●	✓
		電話を活用した情報共有を行っている		●	✓
		定期的な会議や打合せを実施している		●	✓
	ウ	不定期に会議や打合せを実施している		●	✓
		住宅が、医療・介護事業所間の連携をコーディネートし、三者による情報共有を行っている		●	✓
	オ	情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている	★	●	✓
	カ				

※ 必須事項のチェック状況及び「はい」に✓をつけた項目を公表しております。

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態	チェック欄
				医療・介護連携	はい
(5) 医療・介護連携の質の向上のための取組	①入居者に対するサービス提供の方針を確認する場があるか ②連携に関わる職員のスキルアップの取組はあるか ③地域連携の取組を行っているか	ア 居宅サービスのケアプランは、入居者の同意のもと、最新の内容が住宅と医療事業所で共有できている		●	✓
				●	✓
		イ 住宅職員に医療・介護に関する研修を受講させている 住宅職員に在宅医療に係る外部研修を受講させている 住宅と連携先事業所が研修を合同で実施している 住宅と連携先事業所が事例検討会を合同で行っている 看取りを行う場合は、看取りに対応できる医療・介護事業所の職員を確保するなど必要な体制をとっている		●	✓
				●	✓
			★	●	看取り未実施
				●	✓
				●	✓
		エ 主な連携先事業所以外に、協力医療機関を定めている 主な連携先事業所以外に、協力歯科医療機関を定めている		●	✓
				●	✓
		オ 検査等、他の病院に通院する必要がある場合、住宅職員が送迎又は介護タクシーの手配を行っている 入居者のニーズに応じて、調剤薬局の薬剤師や歯科衛生士など、地域の様々な職種との連携を行っている		●	✓
				●	✓

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都のあり方指針に基づき遵守が必要なもの